

身体拘束『ゼロ』を目指しています！

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束は生活の自由を制限し心身の弊害を招くものであると深く認識します。緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行わない医療の提供に、医師・看護師をはじめ病院全体として取り組むことを表明します。

1. 身体的拘束は原則行いません。
2. 認知症の患者、せん妄や転倒などのリスクのある患者、その他身体的拘束を検討する可能性のある患者の入院を制限しません。
3. 身体的拘束について十分な検討の結果、やむを得ず実施する場合には行うことのリスク及び行わないことのリスクについて、患者または家族に説明し、その際患者等の意向を十分に聴取することに努めます。
4. 入院患者に対し、個々の状態に応じたケアを行い、危険行動の誘因の除去を図るとともに、身体的拘束を行わずにケアをする方法について多職種で検討し、やむを得ず身体的拘束を実施する場合においても常に代替策について日々検討し、速やかに解除するよう努めます。
5. 入院患者に関わるすべての職員を対象とした『身体的拘束最小化に関する研修』を年2回以上実施します。

6. 身体的拘束の最小化に向けた『身体的拘束最小化委員会』による委員会を2か月に1回開催し、『身体的拘束最小化チーム』による病棟巡回を定期的に行い、病棟職員とともに解除や代替策の導入、用具の導入に向けた検討を行う。また、身体的拘束に使用するすべての用具の保管場所を管理棟とし、管理者を選定し保管管理します。
7. 『身体的拘束最小化検討会』は、身体的拘束が実施されている患者を常に把握し、用具の適切な使用や解除に向けた提案を行います。
8. 当院併設の介護医療院でも同様の取り組みを行い、身体的拘束ゼロを目指します。
9. 身体的拘束を実施した日数の割合を院内に掲示するとともにホームページにも掲載します。

令和 8年 5月 11日

社会医療法人北九州病院 北九州古賀病院
院 長 宮崎 正之
看護部長 中野 明子